

明治後期における学生風紀頽廃問題と德育振興政策

久保田 英助

一 はじめに

本論文の課題は、一九〇〇（明治三三）年ごろから文部省が本格的にその対応に乗り出すようになる学生風紀頽廃問題⁽¹⁾を取り上げ、学生や生徒の「堕落」化ないし「不良」化、すなわち道徳的規範意識の低下に対して文部省はどのような德育振興政策を打ち出していったのかという点を明らかにすることにある。

日清戦争のあたりから顕在化してきた学生や生徒の風紀問題は、およそ一九〇〇年以降になると、いよいよ多くの新聞・雑誌によつてセ

ンセーショナルに報道され「社会問題」化していく。この問題に対

して、文部省は学生や生徒の管理強化など抑圧統制の方面だけではなく、德育の方面でも数々の施策を打ち出すようになる。すなわち「国民道徳」の涵養、德育上効果がある図書や活動写真（映画）の推薦、さらには德育を学校外でも行わせるための社会教育の整備など、やがては学生や生徒だけではなくすべての一般青年の道徳性を保護育成さ

せるための德育振興策に発展していくのである。

戦前の德育は、天皇制イデオロギーを浸透させるために導入されたしたものと見るのが今日では一般的である。こうした捉え方には一定の妥当性があるが、戦前であっても德育は風紀問題など「可視的」な諸問題への対処という目的も大きかつたはずであり、天皇制イデオロギーという「不可視的」な理念を注入するという目的だけで德育の内容や環境を整備していくわけではない。この点に留意しないと戦前の德育の本質を見誤ることになるであろう。

明治後期の風紀問題に関する先行研究はそれほど多くないが、そのなかで、齊藤利彦が一九〇〇（明治三三）年頃から中学生の風紀頽廃が広く問題視されていく社会的状況の下で、教育世論が中学校の規律弛緩を繰り返し非難し、それらが生徒管理の強化を推し進めていったという構造を明らかにしたことが注目される。⁽³⁾しかし、あくまでも生徒の統制・管理が中心テーマであるため、德育など積極的な教化の側面に関してはほとんど触れていない。

本論文では、明治後期の学生風紀頽廃問題への政府の対応に関して、これまで十分に扱われてこなかつた德育の側面に注目し、「堕落」したとみられる学生・学生に対して、文部省はどのような理論で諸政策を打ち出していき、その政策がどのような理論的変遷を経てすべての青少年に対する德育振興政策に結実していったのかということを、主に政府関係者の発言から考察する。そして以上の作業を通じ、明治後期の学生風紀頽廃問題に対する德育振興政策の戦略構造を明かにしたい。

二 新聞の中に見られる学生風紀の様相

一九〇〇年代に大きな社会問題として認識されるようになつた学生風紀頽廃問題とはいつたいどのようなものだったのであろうか。一九〇六（明治三九）年八月一〇日の『東京二六新聞』は、男女学生の「腐敗は漸く世間の認むる所となりて彼の文部大臣の訓令一たび出づるや忽ちにして新聞雑誌の評論及び教育者の雷同となりたるにあらずや」と論じて、同年六月九日における文部大臣牧野伸顕の風紀改良の訓令をきつかけに、学生風紀頽廃問題への憂慮の声が「都鄙の間に喧びすしく」なつたことを指摘している。⁽⁴⁾ すなわち、まず文部省が学生や生徒の風紀問題を正式な社会問題として公認し、その後ジャーナリズムがその社会問題の諸相を世間に知らしめたという構図であった。同年六月一六日付『萬朝報』も、「墮落学生、不良学生など云ふ文字は一日として新聞紙上に現はれざることなく」云々と、訓令発布直後から

風紀頽廃問題が新聞紙上を大いに騒がすようになつていた当時の状況をこのように説明している。⁽⁵⁾

「墮落学生」や「不良学生」が当時のジャーナリズムにおける学生風紀頽廃問題の中心であり、彼らが頻繁に新聞紙面に登場することによつて、読者はジャーナリズムが作り出す彼らの負のイメージを強烈にその脳裏に焼き付けていく。「墮落学生」や「不良学生」による非行の形態は実にさまざまであるが、窃盗・恐喝・詐欺・暴行などの犯罪行為だけではなく、そこには私通や売買春などといった男女間の不適切な性的行為や、さらには通常の男女交際までもが含められている。一般的の事件として新聞に取り上げられる頻度が高いのは前者のような犯罪行為であるが、深刻な社会問題として社説の題材にとり扱われたり、特集に組まれて議論されたりするのは性的な問題の方が明らかに多かつた。さらに、こうした記事には人々の関心が集まりやすく、したがつて内容が誇張され劇的に描かれ、時には事件が捏造されるなどして、きわめてゴシップ的な性格が強くなつていた。たとえば、一九〇六（明治三九）年六月二十九日付『萬朝報』には「コスメで頭をテラテラさせ、男の身の薄化粧までして女学生の跡を追かけ」まわる墮落男学生の姿が描かれていた。⁽⁶⁾ こうした男学生の容姿に対する批判はいたるところで何度も報じられており、女性に現をぬかしてばかりいる軟派男学生はきわめて非男性的であるとして非難された。同年七月三日付『萬朝報』では女学生が男学生と私通し、学費や生活費などをすべて貢いだ結果退学せざるをえなくなり、最終的には売春

婦に身を落として梅毒に感染してしまった事例が紹介されている。⁽⁷⁾ このような、男学生との恋愛が最終的には売春婦に実を落とさざるをえなくなるといった悲話が、堕落女学生の典型的な姿としてもつとも劇的に語られることが多かつた。公園における男女の密会や下宿屋での男学生との密通などの事例も繰り返し取り上げられるテーマであった。

また、一九〇六（明治三九）年七月九日に第一高等学校で行われた大学予科選抜試験における尿検査の結果、花柳病（性病）に感染している中学校卒業生が半数以上もいたことが『萬朝報』⁽⁸⁾ や『東京朝日新聞』⁽⁹⁾ などで喧しく取り上げられたが、それは事実ではなくこれら新聞社の誇張であつたという事件がおきている。男女学生間の不適切な性行為とそれを原因とする性病への感染という問題が、いかに記事として人々の注目を集めやすい題材であったのかということがわかるであろう。すなわち、当時の学生風紀類廃問題においては、男女学生間の性的墮落問題という側面がかなりの部分を占めていたのである。

このように、エリートである学生や生徒が風紀類廃問題の中心的存続として扱われていたが、実際のところ学生や生徒の墮落はごく一部でしかなく、ほとんどがそれ以外の人々が引き起こす問題であった。『東京二六新聞』は「今の世間が見て以て男女学生となせるもの必ずしも実際の学生にあらずして普通青年男女の墮落せるもの其多きに居れるなり」⁽¹¹⁾ と指摘している。「不良学生」や「墮落学生」の姿を新聞や雑誌が競つて報じることで、それらのイメージを定着させ、さらに

彼らを一般青年男女の墮落の象徴として祭り上げていったのである。それは当時の学生・生徒が文化の最先端を行っていただけではなく、人々の彼らの将来に対する期待も大きく、それだけに世間の目も厳しいものがあつたためである。

三 学生風紀取り締まりの強化

（1）文部大臣牧野伸顕の訓令

一九〇六（明治三九）年三月に西園寺公望内閣の文部大臣に就任した牧野伸顕は、直後の同年六月九日、文部省訓令第一号を発して、学生に対する風紀矯正の方針を示した。⁽¹²⁾

「文部省訓令第一号」

然ルニ近來青年子女ノ間ニ往々意氣銷沈シ風紀類廃セル傾向アルヲ見ルハ本大臣ノ憂慮ニ堪ヘサル所ナリ現ニ修学中ノ者ニシテ或ハ小成ニ安シ奢侈ニ流レ或ハ空想ニ煩悶シテ處世ノ本務ヲ閑却スルモノアリ甚シキハ放縱浮靡ニシテ操行ヲ棄リ恬トシテ恥チサル者ナキニアラススノ如キハ家庭ノ監督其ノ方ヲ誤リ學校ノ規律漸ク弛緩セルノ致ス所ニシテ今ニ於テ嚴ニ戒慎ヲ加フルニアラスンハ禍害ノ及ブ所實ニ測リ知ルヘカラス

社会一般ノ風潮漸ク輕薄ニ流レムトスルノ兆アルニ際シ青年子女ニ対スル誘惑ハ日ニ益々多キヲ加ヘムトス就中近時発刊ノ文書図画ヲ見ルニ或ハ危激ノ言論ヲ掲ケ或ハ厭世ノ思想ヲ説キ或ハ陋劣ノ情

態ヲ描キ教育上有害ニシテ断シテ取ルヘカラサルモノノ尠シトセヌ故ニ学生生徒ノ閲読スル図書ハ其ノ内容ヲ精査シ有益ト認ルモノハ勧奨スルト共ニ苟モ不良ノ結果ヲ生スヘキ虞アルモノハ学校ノ内外ヲ問ハス嚴ニ之ヲ禁遏スルノ方法ヲ取ラサルヘカラス

又頃者極端ナル社会主義ヲ鼓吹スルモノ往々各所ニ出没シ種々ノ手段ニ依リ教員生徒等ヲ誑惑セムトスル者アリト聞ク若シ夫レ斯ノ如クシテ建国ノ大本ヲ藐視シ社会ノ秩序ヲ紊乱スルカ如キ危険ノ思想教育界ニ伝播シ我教育ノ根柢ヲ動カスニ至ルコトアラハ国家将来ノ為メ最モ寒心スヘキナリ事ニ教育ニ当ル者宜シク留意戒心シテ矯激ノ僻見ヲ斥ケ流毒ヲ未然ニ防クノ用意ナカルヘカラス

この訓令の中で、牧野は「青年子女」全体の墮落化を指摘してはいるものの、とくに「就学中ノ者」すなわち学生の風紀頽廃に強い懸念

を表している。そして学生や生徒の墮落の原因を作っている最大のものこと雑誌や図書であるとする。そこで、学生や生徒が読むような図書はその内容を調査し、教育上有益と認めるものは推薦し、一方悪影響を及ぼす恐れのある図書の閲読は学校だけではなく学校外においても厳しく取り締まるための対策を採らなければならぬと指示するのである。

ここでいう教育上有害な図書や雑誌とは、「社会主義」に関するものや直接名指されてはいないものの「自然主義」文学のことを指しているのだが、実際のところでは後者に対する危機意識のほうが強かつ

た。一九〇六（明治三九）年六月一日の『萬朝報』は、牧野が指摘した有害図書を、具体的に「単に卑猥のことを記して淫風を煽するもの、不健全なる思想を以て厭世僧俗の念を長ずるもの、驕奢安逸遊情の悪風を媒するもの」と説明しているが、これはまさに自然主義文学のことにして他ならない。當時自然主義派を自称して文壇に活躍した人々というのは個人主義的快楽主義、その中でもまたとくに官能主義者を振りかざした人々であり、世間では自然主義者といえば官能主義者のことであると一般的に考えられていた。⁽¹⁴⁾ 文部大臣の訓令としては始めて社会主義思想への憂慮が示されたものの、「極端ナル」と制限を設けていることからもわかるように、社会主義それ自体を否定しているわけではなく、この段階での危険思想とは一部の過激な社会主義にとどまっていた。⁽¹⁵⁾

この訓令に対する世論は様々であつたが、風紀問題への憂慮という点ではほぼ共通していた。したがつて、各地の諸学校はこの訓令に対応して、図書や雑誌の取り締まりをはじめとして様々な施策を行つていつたのである。

（2）文部大臣小松原英太郎の風紀対策

一九〇八（明治四二）年に西園寺内閣が瓦解し、第二次桂内閣が組閣されると、文部大臣に小松原英太郎が就任した。小松原も基本的に牧野前文相の風紀矯正に対する問題意識を継承し、自然主義図書の取り締まりを推し進めていった。⁽¹⁶⁾ しかしそれだけではなく、風紀問題

は教育によつて改善させていかなければならないという意識も持つてゐた。すなわち一九〇八（明治四一）年八月一四日における中等教育関係者に対する演説のなかで、小松原は今後の風紀問題に対する第一方針を「常に生徒に接近し家庭と密接の関係を開き、以て生徒平素の行状を詳にし、熱誠懇切に訓戒指導する事」⁽¹⁷⁾であるとして「訓育」による問題解決の方針を示したのである。同様の内容は翌年七月一二日の中学校長会議における訓示の中にも見られるが、この「訓育」のうちもつとも重視されたのは言うまでもなく修身教育であつた。

一方、日露戦争以降、文部省だけではなく内務省の側からも戦後に於ける新国民育成のための道徳の構築が強く求められるようになつてゐた。というのも日露戦争後の経済的危機を乗り越え、列強諸国に伍する国家を形成するためには地方財政の改善が必要であり、そのためには国民に蔓延した奢侈の風を正して風紀を向上し勤労に関する道徳を涵養する必要があつたためである。⁽¹⁸⁾ それにはもはや「教育勅語」だけでは足りなかつた。こうして勤労や儉約の精神を広め社会風紀を改善するために、天皇の詔勅が利用されたのであり、まさにそれこそが

一九〇八年（明治四一）年一〇月一四日の「戊申詔書」の渙發に他ならなかつた。

「戊申詔書」渙發の直後、こうした国家的要請に答える形で、文部大臣小松原英太郎も地方長官会議の席上で理想とする新しい「国民教育」の骨格を示したのである。⁽²⁰⁾ しかもその国民教育のなかで小松原がもつとも重視したものこそ修身教育であつた。小松原は一九〇九（明

治四二）年九月一三日には德育に関する訓令を直轄学校に発して、これまで小学校段階でほぼその役割を終えていた修身教育を中等教育以上でも重視する方針を示した。⁽²¹⁾

「文部省訓令第十三号」

教育ハ人物ノ養成ヲ以テ主眼トス普通教育ト専門教育トヲ問ハス常ニ重キヲ品性ノ陶冶ニ置クヘキコト論ヲ俟タス故ニニ於直轄諸学校ニ於テモ從來此ノ点ニ注意ヲ怠ラサリシハ本大臣ノ認ムル所ナリ是等諸学校ノ生徒ハ既ニ中学校以下ニ於テ修身教育ヲ受ケタルモノナリト雖道徳上ノ觀念尚堅実ヲ欠キ各種ノ誘惑ニ陥リ易ク德育上最モ注意ヲ要スル時期ニ屬ス故ニ自今直轄諸学校ニ於テハ一層力を修身ノ教育ニ致シ定時ニ修身ノ教授ヲ為スノ外必要ニ応シ隨時訓誨ヲ施シテ生徒ノ道義的觀念ヲ練成シ以テ実踐躬行ノ意思ヲ強固ナラシメンコトヲ要ス又學校長及教官ハ常ニ共心戮力シ躬ラ學校德育ノ中心ト為リテ生徒ヲ薰陶シ以テ教育勅語及戊申詔書ノ聖旨ヲ貫徹センコトヲ努ムヘシ

文部省は「教育勅語」と「戊申詔書」の二つを軸にした修身教育

によつて、善良な国民の育成を図るという方針を強く打ち出すようになったのであるが、この「教育勅語」と「戊申詔書」を基軸にして作り上げられた国民の規範こそが「國民道德」に他ならない。國民道徳の構築は第二期国定修身教科書の編纂を通じて行われた。とくに

一九一〇（明治四三）年三月三一日に翻刻発行された高等小学三年生用の国定修身教科書は「国民道德の經典」ともいべき内容のものになつていた。これは主に法学博士穂積八束主導の編纂であつたが、そこには小松原の強い意向が反映されていた。⁽²²⁾この教科書最後の第二六課「總括」では、「戊申詔書は我が国民の特に覺悟し实行すべき心得を示させ給へるものにして、教育に関する勅語と共に我が国民たるもの遵奉恪守して怠るべからざるものなり」と、「戊申詔書」が「教育勅語」とともに国民道德の基礎を為していることがはつきりと説明されてゐるのである。

そして、一九一〇（明治四三）年四月二二日には、小松原は地方長官を文部省修文館に招いて中等教育に関する訓示を与えていたが、小学校にとどまらず中等学校でもこの日本固有の国民道德による修身教育を行なつていかなければならぬと指示した。⁽²³⁾

こうして「富國強兵」という国家的課題の下位に位置付けられた学生風紀対策は、国民道德の涵養を目的とする修身教育という形で具体化されたが、国民道德の教育が本格的に実施に移されるのは大逆事件以降のことであった。

小松原はこの質問に答えて「我学校生徒竝ニ青年ヲシテ、国民道德ノ根本ヲ深ク感得致サセマシテ、此思想ヲシテ鞏固ナラシムルヤウニ致シテ行クト云フコトハ最モ必要ナコトデアル」と述べ、「国民道德」によつて学生や生徒にとどまらず青年全体の思想を健全化していくことが文部省としての最重要課題であると説明する。しかしそれはこれまでのように学校教育だけで成し遂げられるものではなく、「通俗教育」すなわち社会教育による補助が不可欠であることを説いたのである。⁽²⁴⁾こうして文部省は、国民道德を利用した国民教化の取り組みを、諸学校における修身教育の整備と社会教育の推進によつて拡大させる

（3）大逆事件と国民道德の教育

一九一〇（明治四三）年五月、幸徳秋水ら社会主義者による「大逆事件」⁽²⁵⁾が発生した。これを受け、一九一一（明治四四）年一月二十五日の第二十七帝国議会衆議院予算委員会にて小川平吉議員から総理大臣

政策を打ち出すようになる。学校教育だけでなく社会教育にも風紀改革のための重要な役割が与えられることにより、德育による思想改良の対象が学校における学生・生徒から社会全体の一般青少年へと拡大し、その数を一挙に増大させることになった。こうして、社会教育は全国における青年男女の思想を「善導」する役割が期待されるようになつていったのである。

この国民道徳は、文部省や内務省を超えてさらに広くその重要性が認識されるようになつていく。すなわち一九一一年（明治四四）年三月一八日の第二七帝国議会で、貴族院に「国民道徳教育ノ振興ニ関スル建議」⁽²⁸⁾が提出され採択されたのである。こうして国民道徳の重要性に対する理解が広がると、一九一一年四月二三日には、小松原は地方長官会議で国民道徳に関する訓示を行つた。⁽²⁹⁾この訓示を要約すると、道德教育は教育勅語を中心にして、学校における教育勅語の奉読式には、できるだけ生徒の親を臨席させて学校教育と家庭教育を融合させ、市町村の会合や青年会には教師が出席して講話をを行うことで、学校教育と通俗教育を一致させる。さらに教師が率先して神社崇拝すなわち祖先崇拜の模範を示し、学校、家庭、社会が一体となつて国民道徳を涵養するように留意せよと指示しているのである。国民道徳の涵養には学校教育と共に社会教育も重要であるとの認識が明瞭に現れている。

このように、国民道徳の重要性が俄かに認識されるようになつた背景には、「危険思想」の拡大を防ぐために国民に確固とした精神的支柱が不可欠であるという危機意識の強まりがあった。すなわち、危険

思想の巨大化が国民道徳の構築を促したきつかけとなつたのである。小松原は一九一〇（明治四三）年九月一日に各地方長官にあてて社会主義者取り締まりの内訓を発し、学生・生徒が社会主義、自然主義さらに非良妻賢母主義の思想に感染しないよう注意をうながし、官吏を各図書館に派遣してこうした図書の閲覧情況を調査させた。⁽³⁰⁾牧野前文相が指摘した危険思想には過激な社会主義しか含まれていなかつたが、この社会主義対策の適用範囲にはあらゆる社会主義とともに自然主義や非良妻賢母主義の取り締まりまでもが含まれていることが注目される。

この内訓を受けて、例えば宮城県では一九一〇年一二月一九日に県内の学校長を集めて「社会主義者取締内訓ニ関スル会」が開催された。内務部長はそこで社会主義と自然主義が国家に及ぼす弊害を強調するのであつた。しかも、自然主義の影響を受けて堕落した結果、「身ヲ措クノ処ナキニ当リテ此ノ奇激ナル説ニ迷ヒテ遂ニ社会主義無政府主義ニ流レ込ム」と述べているように、自然主義と社会主義とが同一のレールの上に乗せられ同じ観点から非難されているのである。⁽³¹⁾これは先ほどの小川の見解とまったく同様であつて、他に『教育時論』の論調もこれとほとんど一致している。⁽³²⁾

すでに国民には、メディアを通じて「堕落学生」や「不良生徒」のイメージが刷り込まれており、さらに彼らを逸脱させた元凶を自然主義思想に求めることが一般的な認識となつていて。こうした場合の彼らのイメージは、性的堕落者という程度のものであつたが、彼らと自

然主義との不道徳性に対しては、興味本位であつたかもしれないが多くの国民が共感していた。しかし、大逆事件をきっかけにして、官能主義的自然主義思想と、国家への「大逆」を促した社会主義思想とにによる「危険思想」が構築されることで、性の堕落者と国家的危険人物とが奇妙な形で結びつけられることになった。意図してはいなかつたにせよ、学生の風紀対策の延長線上に危険思想対策を置くことによつて、前もつて築き上げられていた国民の中のイメージを利用して、政府の取り組みに対する共感を集めることで戦略構造になつていたのである。

(4) 図書・映像類の統制

文部省は大逆事件に対応した新しい政策として文芸委員会と通俗教育調査委員会を設置し、本格的に社会教育の振興に着手することになった。すなわち、一九一一年五月一六日には文芸委員会官制（勅令第一六四号）と通俗教育調査官制（勅令第一六五号）とが同時に公布されたのである。これらは「今日腐敗堕落に傾き動もすれば危険なる思想に感染せんとする青年社会の状態を匡救」⁽³³⁾するために設けられたものである。これらが風紀頽廃問題と大逆事件に対応して設置されたことは明瞭である。

また、小松原は「現今社会の風紀を壞敗し青年の子女をして自然主義に流れ社会主義に心酔するに至らしむるものは〔中略〕不健全なる読物」⁽³⁴⁾に他ならないとして、これらの委員会においては青年が読む図

書への対応を第一の課題とした。すなわち、文芸委員会は「風教に裨益ある傑作を奨励し文士をして思を社会風教に致させめ文士社会の風氣を改良」⁽³⁵⁾することを目的とし、通俗教育調査委員会は「健全なる読物幻燈活動写真の選定、通俗図書館の奨励」⁽³⁶⁾などをを行うことを目的としたのである。こうして、とくに図書や映画といったものへの統制が強化されるが、有害図書の排除といった消極の方策にとどまらず、良図書を推薦するといった積極的な方策にまで手が広げられたのである。小松原は「一方に於ては青少年をして不健全な図書より遠ざからしむることを怠らざると共に一方には、健全なる読物を奨励し、彼等をして専ら修養に努め、わが国固有の道徳的精神を涵養せしむるのは今日の細大急務である」と述べ、国民道徳涵養のための良書推薦を強調したのである。

社会教育の推進整備をその任務とする通俗教育調査委員会は、早速一九一一年五月八日に「通俗教育調査委員会幻燈映画及び活動写真「フィルム」審査規程」を定めた。同年九月二七日には「通俗教育調査委員会通俗図書審査規程」を定め、映画や活動写真そして図書の審査を開始することになった。またそれとは別に、文部省は一九一一年六月に図書館標準目録編纂委員会を組織し⁽³⁸⁾、同年一〇月に『図書書籍標準目録』⁽³⁹⁾を発行した。各地方の「通俗図書館」でそろえるべき基本的な図書一〇〇〇冊と附録として少年用図書六五冊を示したのである。

しかし、危険思想の一翼を担つて自然主義思想は明治末期以

降、耽美派、白樺派などの新しい思想に取つて代わられ、急速に弱体化していった。したがつて、危険思想への対応策として打ち出された德育振興諸政策の結果もすでにそのときには見えていた。早くも一九一三（大正二）年六月一三日には第一次山本権兵衛内閣の行政整理の結果、大逆事件後における文部省政策の目玉であった文芸委員会と通俗教育委員会とが廃止されてしまったのである。

ただし、この時期に「発見」された「国民道德」という理念と通俗教育における「思想善導」の役割そのものは消え去ることなく維持・強化されていった。すなわち大正期の「臨時教育会議」では、学校と社会教育を通じて「国民道德」の徹底と「国体觀念」の振興が叫ばれたのである。

四 おわりに

明治後期の德育振興政策は、学生や生徒の風紀を改革するために、「国民道德」を中心とした德育を学校教育と通俗教育の両面において施すというものであった。また、その具体策として文部省が力を入れた施策の一つが德育上有効な図書や映画の選定および推薦であった。

この德育振興政策の基礎になつた戦略とは、自然主義思想に学生・生徒を中心とした青年の墮落化の原因としてのレッテルを張り、その思想に対する統制を強化するものであつた。「墮落学生」や「不良学生」のイメージは、メディアによつて印象的に作られ広く国民に定着していったが、そのイメージは権力側にとつても利用するに価値のあ

るものであつたため、彼らはそれらのイメージを巧みに操作していくことになる。

すなわち、大逆事件をきっかけにして社会主义の拡大をも青年の墮落の結果として強引に結びつけることにより、自然主義も社会主义とともに危険思想に編入し、それを排除するという姿勢のもとに、国民道德の涵養をめざした德育振興政策を強引に拡大していくのである。こうした全青年に対する德育戦略は、何よりも不良・墮落学生に対する国民の負の感情に訴えてはじめて成功する戦略であったといえよう。

本論文を通じて、德育振興政策による青年の風紀矯正という直接的な目的の裏には、「戊申詔書」が求めたような列強に対抗するための国内の結束という目的のため、本来はごく一部の学生や生徒の問題でしかない風紀頽廃問題が利用されていったという構造が見えてきた。不良・墮落学生に対するイメージを誘導することによって、学生・生徒の風紀頽廃問題を国家的緊急課題にまで格上げし、その対策として国民の統合という役割を担つた德育振興政策を提唱していくたのが政府戦略の実態であつたということであろう。⁽⁴⁰⁾

しかし、この德育振興政策のほとんどは失敗に終わってしまう。丸山真男はこの時期の「政治と思想」との間には依然として大きな隔たりがあつたことを指摘し、大逆事件の思想的影響を限定的に捉えたが⁽⁴¹⁾、こうした政治と思想の構造が本論文で扱つた問題からも明らかとなる。時の政府が国民思想の潮流を見誤り、強引に德育振興政策を推

進していくことによって、風紀問題という道徳規範をめぐる社会問題に対しての、国家と国民との認識の間に深い溝がでてしまふ。そのため、「危険思想」対策として打ち出された德育振興政策が、目立った成果をあげることなくこれほど短期間のうちに解体したのである。

注(1) 当時、ジャーナリズムなどで学生の風紀を問題にした場合、「学生」という言葉の意味には高等学校の青年だけではなく中等学校の少年も対象に含める場合が多かった。

(2) J・I・キツセとM・B・スペクターは、構築主義の立場から「社会問題」を「なんらかの想定された状態について苦情を述べ、クレームを申し立てる個人やグループの活動」であると定義し、「クレーム申し立て過程」に目を向けたが、ここから示唆を受け、なぜ政府は学生・生徒風紀類廃問題を「社会問題」として認定したのかという関心が、本論文における基礎となつていて。(J・I・キツセ、M・B・スペクター著、村上直之他訳『社会問題の構築 ラベリング理論をこえて』マルジュ社、一九九〇)。

(3) 斎藤利彦『競争と管理の学校史』東京大学出版会、一九九五。

(4) 「暗黒面の青年男女（一）」『東京二六新聞』、一九〇六年八月一〇日。

(5) 「男女学生の暗黒面 男学生の墮落（一）」『萬朝報』、一九〇六年六月一六日。

(6) 「男女学生の暗黒面 女学生の墮落（七）」『萬朝報』、一九〇六年六月二九日。

(7) 「男女学生の暗黒面 女学生の墮落（一）」『萬朝報』、一九〇六年七月三日。

(8) 「中学生に花柳病患者夥し」『萬朝報』、一九〇六年七月二十日。

(9) 「教育社界の一問題（中学卒業生の花柳病）」『東京朝日新聞』、一九〇六年七月二二日。

(10) 「学生の花柳病」『読売新聞』、一九〇六年八月三日、一面。実際は

三五〇〇余名の入学志願者のうち、病気による不合格者はわずかに一七名のみであつて、その内一二名が淋病、一名が梅毒、三名が肺結核書記患者であつたという。

(11) 「暗黒面の青年男女（一）」『東京二六新聞』、一九〇六年八月一〇日。

(12) 「文部省訓令第一号」『法令全書 明治三十九年 訓令』、一四八一四九頁。

(13) 「文部大臣の訓令」『萬朝報』、一九〇六年六月一一日。

(14) 村上俊亮・坂田吉雄編『明治文化史』教育道德編、洋々社、一九五五年、六三三一六四〇頁。

(15) 西園寺公望内閣は、一九〇六年一月に片山潜、堺桔川、西川光次郎らの日本社会党の結党を公認したように、社会主義に対し比較的の寛容であった。この件に関しては、本山幸彦『近代日本の政治と教育』（ミネルヴァ書房、一九七二年）等を参照されたい。

(16) 一九〇九年四月の高等学校長会議、同年七月一二日の中学校長会議、一九一〇年五月二〇日の師範学校長会議において訓示を発し、学生や生徒の読む図書の取り締まり強化を求めている。

(17) 「小松原文相の演説」『教育時論』第八四一号、一九〇八年八月二五日、三三頁。

(18) 小松原英太郎『教育論』、二松堂書店、一九一一年、一七四一八四頁。

(19) 宮地正人『日露戦後政治史の研究』、東京大学出版会、一九七三年、二二一頁。

(20) 小松原英太郎、前掲書、二〇一二六頁。

(21) 「文部省訓令第十三号」『法令全書 明治四十二年 訓令』、二七四頁。

(22) 三井須美子は当教科書をこのように表現しているが（三井「家族国家観による『国民道徳』の形成過程『その2』」『都留文科大学研究紀要』第三三集、一九九〇年、一頁）、実際に教科書内容を見てみるとこの時期の「国民道徳」の主要な要素がすべて含みこまされていることがわかるだろう。なおこの時期の「国民道徳」の内容に関しては、『国民道徳ニ闘スル講演』（文部省、一九一一年）が詳細に語つていて。

(23) 小松原英太郎君伝記編纂実行委員会編『小松原英太郎君事略』

一九二四年、八二一八三頁。

- (24) 文部大臣の訓示演説『帝国教育』第三三四号、一九一〇年五月一日、二二頁。

- (25) 「大逆事件」とは信州の社会主義者宮下太吉ら四名が、「爆発物取締罰則違反」で逮捕されたいわゆる「明科事件」を発端にして起つた、

政府による社会主義者・無政府主義者に対する一大弾圧事件である。この明科事件の逮捕者が社会主義者の中心人物である幸徳秋水と強いつながりを持った者であつたことから、政府はこの事件を利用し、天皇暗殺の「一大陰謀事件」を捏造し、幸徳をはじめとする全国の社会主義者を一網打尽に抹殺しようと企んだのであり、その結果二六名が逮捕され二四名に死刑判決が下されるという「大逆事件」となつたのである。

- (26) 『帝国議会衆議院委員会議録』六二、東京大学出版会、一九八九年、五六頁。

- (27) 同前、五七一五八頁。

- (28) 『帝国議会貴族院議事速記録』二七、東京大学出版会、一九八一、三六一三六二頁。

- (29) 小松原英太郎、前掲書、三〇九一三二一頁。

- (30) 小松原英太郎、前掲書、三〇九一三一一頁。

- (31) 宮城県教育委員会編『宮城県教育百年史』第四卷、ぎょうせい、一九七九年、七二九一七三三二頁。

- (32) 例え、「悪思潮と教育」『教育時論』第九一七号、一九一〇年一〇月五日、一一一頁。

- (33) 小松原英太郎君伝記編纂実行委員会編、前掲書、一一四頁。

- (34) 同前。

- (35) 同前、一二三二頁。

- (36) 同前。

- (37) 小松原英太郎、前掲書、二五五一五六頁。

- (38) 編纂委員は帝国図書館長田中稻城、帝国大学図書館長和田萬吉、早稲田大学図書館長市島謙吉、日比谷図書館長渡辺又次郎、府立京都図書

館長湯浅吉郎、府立大阪図書館長今井貫一、県立山口図書館長佐野友三郎の七名。

- (39) 文部省『図書館書籍標準目録』国定教科書共同販売所、一九一一年。

- (40) 社会学の分野であるが、A・K・コーエンが「逸脱者は、『集団内外集団として機能し、凶悪な外敵とまだに同じように、その集団の統合に貢献するのである」と指摘したように、当時の日本における「不良学生」や「堕落学生」も国民的統合のために利用されたという構造がみえる。(A・K・コーエン著、宮沢洋子訳『逸脱と統制』至誠堂、一九六八年、一五頁。)

- (41) 丸山真男『日本の思想』岩波書店、一九六一年、七三一七四頁。